

仕 様 書

1. 業務名

下関市菊川ふれあい会館プロパンガス供給業務

2. 契約期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで

契約の方法 地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約

この契約は、長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除する。また、発注者はそれに伴う損害賠償の責めを負わない。

3. 供給場所及び期間購入予定数量

供 給 場 所	下関市菊川ふれあい会館
所 在 地	山口県下関市菊川町大字下岡枝 1 1 7 番地
購入予定量	4, 4 0 0 m ³

※購入予定数量は、あくまでも参考値（過去の実績）であり、最低購入数量を
保証するものではない

※プロパン庫（1 箇所）・・・サイフォン容器 1 8 本立

4. 納入期限 各月末日

5. 契約の相手方選定方法

条件付き一般競争入札

入札書にはプロパンガス 1 m³当たりの単価を記載することとし、最も低い単価を提示した事業者
を落札者とする。

単価は 1 円単位とし、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

6. 料金等

- (1) プロパンガス 1 m³当たりの単価契約（従量料金のみ）とし、基本料金（最低月額）制は用いない。
- (2) 料金は、暦月ごとのプロパンガス購入 1 m³あたりの単価を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）に消費税相当額として 10% を乗じた額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）を加算し、当月分として請求書受理後 3 0 日以内に支払う。
- (3) 毎月末日において供給数量を確認し、下関市担当者へ納入伝票等を速やかに交付すること。なお、計量は小数点第 1 位までとし、小数点第 2 位以降は切り捨てること。

7. その他

- (1) 履行開始日までに機器等を各供給場所に設置の上、プロパンガスを供給できる状態に調整を完了し、契約期間終了後に撤去すること。なお、設置及び撤去費用は、契約業者の負担とする。

※ガスメーター及び調整器等の供給設備は、施設に備え付けの市所有設備を利用すること。

- (2) 契約期間内に一度設備の保安点検を実施し、施設管理者へ書面により報告すること。また、メーター・調整器等の交換が必要な場合は、3 か月前までに施設管理者へ書面により通知すること。
- (3) 契約事業者が、供給設備の不具合を確認した場合は、速やかに下関市担当者へ書面により通知すること。
- (4) 契約期間終了時に、次期契約事業者へ保安台帳を引き継ぐこと。
- (5) 本仕様書の履行に係るしものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項については、別記1 特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。
- (6) 本仕様書の履行に係る下関市暴力団排除条例による措置については、別記2 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。